



発行 新潟県

第101号

令和6年12月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1378 県税の納期限等の延長に係る期限指定(税務課)
- 1379 指定管理者の指定(環境対策課)
- 1380 救急病院等の指定(地域医療政策課)
- 1381 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1382 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1383 介護保険法による指定介護老人保健施設又は介護医療院の施設廃止届(高齢福祉保健課)
- 1384 指定管理者の指定(こども家庭課)
- 1385 農用地利用集積等促進計画の認可(地域農政推進課)
- 1386 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 1387 漁業災害補償法による加入区の設定(水産課)
- 1388 土地改良事業計画の変更認可(農地計画課)
- 1389 土地改良事業計画の適当決定(農地計画課)
- 1390 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1391 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)
- 1392 公共測量の終了通知(監理課)
- 1393 公共測量の実施通知(監理課)
- 1394 公共測量の実施通知(監理課)
- 1395 道路の区域変更(道路管理課)
- 1396 道路の供用開始(道路管理課)
- 1397 指定管理者の指定(都市整備課)
- 1398 指定管理者の指定(都市整備課)
- 1399 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

## 公 告

- 決算の公表(財政課)
- 大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)

## 病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

## 教育委員会告示

- 10 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の一部改正(義務教育課)
- 11 指定管理者の指定(生涯学習推進課)

告 示

## ◎新潟県告示第1378号

新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)第9条第1項の規定により、令和6年1月新潟県告示第88号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所

を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するもの（法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税並びに産業廃棄物税に係るものに限る。）について、令和7年1月31日とする。

令和6年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

都道府県名	地域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

◎新潟県告示第1379号

地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県関岬キャンプ場
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
佐渡市河原田諏訪町4番地  
株式会社b2p
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日
- 4 指定年月日  
令和6年12月23日

◎新潟県告示第1380号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和6年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 糸魚川総合病院
- 2 所 在 地 糸魚川市大字竹ヶ花457番地1
- 3 有効期間 令和7年3月3日から  
令和10年3月2日まで

◎新潟県告示第1381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	ヘルパーステーションさわやか苑旭岡	新潟県長岡市旭岡2丁目207番地	株式会社クレアメディコ	令和6年12月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	まるごと訪問看護ステーション	新潟県南魚沼市西泉田388-1	株式会社まるごとナーシング	令和6年12月1日
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	長岡市小国診療所	新潟県長岡市小国町檜沢88番地	社会医療法人崇徳会	令和6年12月1日

◎新潟県告示第1382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービ

事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
訪問介護ステーション旭岡	新潟県長岡市旭岡2丁目207番地	合同会社美沢メディカルサービス	訪問介護	令和6年10月21日	令和6年11月30日
新潟県厚生農業協同組合連合会上越総合病院介護老人保健施設 アルカディア上越	新潟県上越市大道福田560番地	新潟県厚生農業協同組合連合会	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	令和6年10月22日	令和6年11月30日

#### ◎新潟県告示第1383号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項（又は第113条第2項）の規定により、介護老人保健施設（又は介護医療院）の開設者から次のとおり施設の廃止の届出があった。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

施設の名称	所在地	開設者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
新潟県厚生農業協同組合連合会上越総合病院介護老人保健施設 アルカディア上越	新潟県上越市大道福田560番地	新潟県厚生農業協同組合連合会	介護老人保健施設	令和6年10月22日	令和6年11月30日

#### ◎新潟県告示第1384号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県若草寮
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
新潟市東区大山2丁目13番34号  
社会福祉法人愛宕福祉会
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定年月日  
令和6年12月23日

#### ◎新潟県告示第1385号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	1者	江南区沢海焼山3171番 0.1ha
五泉市	4者	笹野町大田517番ほか45筆 4.3ha
三条市	5者	大宮新田出来潟758番ほか9筆 1.2ha
燕市	2者	小島香語田69番ほか5筆 1.2ha
長岡市	2者	川崎町萱場2106番1ほか300筆 25.3ha
見附市	1者	東今町149番ほか9筆 3.5ha
柏崎市	1者	田屋石田7111番ほか6筆 0.5ha
魚沼市	2者	根小屋上原2640番1ほか16筆 1.0ha
糸魚川市	1者	大和川大原6700番2ほか7筆 1.0ha
佐渡市	29者	加茂歌代山田3317番ほか130筆 24.0ha
合計	48者	537筆 62.2ha

- 2 認可年月日  
令和6年12月27日

◎新潟県告示第1386号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
胎内市富岡字下川原1060番	田	1,196

- 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和7年4月	5年	59,480円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 星 丈志  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

- 4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第93号（令和6年11月29日発行）で告示したが、令和6年12月13日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

- 5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新発田支局に補償金を供託する。

- 6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新発田支局において、補償金の還付を受けることができる。

- 7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第1387号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の区域

- 2 区分

定置漁業及び10トン以上の漁船により営む漁業

- 3 届出年月日  
令和6年12月17日

### ◎新潟県告示第1388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和6年12月27日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
聖籠町 聖籠土地改良区	聖籠土地改良区	維持管理事業	変更	令和6年12月17日	第48条

### ◎新潟県告示第1389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項に基づき、次の土地改良事業の計画を適当と決定したので、令和7年1月6日から令和7年2月3日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月27日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
五泉市 早出川土地改良区	六十寺	区画整理事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	新潟県新潟 地域振興局 農林振興部 ウェブサイト	第48条

#### 1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

#### 2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第1390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、見附市の刈谷田川土地改良区の定款の変更を令和6年12月17日認可した。

令和6年12月27日

新潟県三条地域振興局長

### ◎新潟県告示第1391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条で準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年12月27日

新潟県佐渡地域振興局長

1 退任

理事 佐渡市水渡田281 市野 春夫

退任年月日 令和6年11月30日

◎新潟県告示第1392号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年7月29日から令和6年11月20日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市西蒲区 打越 地内

◎新潟県告示第1393号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量 座標変換 地図情報レベル2500 891.06 km<sup>2</sup>
- 2 作業期間 令和7年1月6日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市内一円

◎新潟県告示第1394号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(現地測量、路線測量等)
- 2 作業期間 令和6年12月23日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 新潟県五泉市内

◎新潟県告示第1395号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 289号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
燕市東太田字東門三郎2843番3から 同市井土巻五丁目171番まで	新	(A)9.6~44.2メートル	3,515.2メートル
燕市小高字稲場廻り1907番1から 同市井土巻五丁目171番まで		(B)12.0~67.2メートル	1,910.4メートル

燕市東太田字東門三郎2843番3から	旧	(A)9.6～44.2メートル	3,515.2メートル
同市井土巻五丁目171番まで		(B)12.0～67.2メートル	1,910.4メートル
燕市小高字稲場廻り1907番1から	旧	(A)9.6～44.2メートル	3,515.2メートル
同市井土巻五丁目171番まで		(B)12.0～67.2メートル	1,910.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

#### ◎新潟県告示第1396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 289号
- 2 供用開始の区間  
燕市小高字稲場廻り1907番1から同市小高字大筒下1174番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年12月27日

#### ◎新潟県告示第1397号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県立島見緑地及び新潟県立聖籠緑地
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
新潟市中央区神道寺2丁目2番10号  
グリーン産業株式会社
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定年月日  
令和6年12月23日

#### ◎新潟県告示第1398号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）及び清五郎ワールドカップ広場
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
新潟市中央区長潟570番地  
アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ  
構成員：株式会社アルビレックス新潟  
公益財団法人新潟県都市緑花センター
- 3 指定の期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 4 指定年月日  
令和6年12月23日

#### ◎新潟県告示第1399号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和6年12月12日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
燕市杉柳字杉柳54番1の内、59番1の内	6.00	45.27

公 告

**決算の公表について (公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、令和5年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び令和5年度新潟県県債管理特別会計ほか12特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

令和6年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 令和5年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

## 令和5年度新潟県一般会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
<b>第1款 県税</b>	<b>280,833,000,000</b>	<b>281,097,267,229</b>	<b>264,267,229</b>
第1項 県民税	67,060,000,000	67,254,439,512	194,439,512
第2項 事業税	72,475,000,000	72,563,265,898	88,265,898
第3項 地方消費税	74,703,000,000	74,702,713,707	△ 286,293
第4項 不動産取得税	4,841,000,000	4,851,669,454	10,669,454
第5項 県たばこ税	2,489,000,000	2,488,574,037	△ 425,963
第6項 ゴルフ場利用税	472,000,000	472,452,300	452,300
第7項 軽油引取税	21,318,000,000	21,277,101,764	△ 40,898,236
第8項 自動車税	32,480,000,000	32,492,302,726	12,302,726
第9項 鉱区税	32,000,000	32,160,600	160,600
第10項 狩猟税	10,000,000	10,156,400	156,400
第11項 核燃料税	4,713,000,000	4,712,634,400	△ 365,600
第12項 産業廃棄物税	123,000,000	123,344,292	344,292
第13項 旧法による税	117,000,000	116,452,139	△ 547,861
<b>第2款 地方消費税清算金</b>	<b>111,523,000,000</b>	<b>111,528,959,020</b>	<b>5,959,020</b>
第1項 地方消費税清算金	111,523,000,000	111,528,959,020	5,959,020
<b>第3款 地方譲与税</b>	<b>45,749,077,000</b>	<b>45,749,077,000</b>	
第1項 特別法人事業譲与税	41,509,554,000	41,509,554,000	
第2項 地方揮発油譲与税	3,654,731,000	3,654,731,000	
第3項 石油ガス譲与税	139,823,000	139,823,000	
第4項 自動車重量譲与税	338,685,000	338,685,000	
第5項 森林環境譲与税	103,490,000	103,490,000	
第6項 航空機燃料譲与税	2,794,000	2,794,000	
<b>第4款 地方特例交付金</b>	<b>1,121,220,000</b>	<b>1,121,220,000</b>	
第1項 地方特例交付金	1,121,220,000	1,121,220,000	
<b>第5款 地方交付税</b>	<b>267,304,071,000</b>	<b>267,304,071,000</b>	
第1項 地方交付税	267,304,071,000	267,304,071,000	
<b>第6款 交通安全対策特別交付金</b>	<b>328,831,000</b>	<b>328,831,000</b>	
第1項 交通安全対策特別交付金	328,831,000	328,831,000	
<b>第7款 分担金及び負担金</b>	<b>10,068,997,000</b>	<b>6,169,583,694</b>	<b>△ 3,899,413,306</b>
第1項 分担金	3,294,079,000	1,958,611,588	△ 1,335,467,412
第2項 負担金	6,774,918,000	4,210,972,106	△ 2,563,945,894
<b>第8款 使用料及び手数料</b>	<b>13,905,697,000</b>	<b>13,810,377,409</b>	<b>△ 95,319,591</b>
第1項 使用料	10,433,241,000	10,420,422,218	△ 12,818,782
第2項 手数料	3,472,456,000	3,389,955,191	△ 82,500,809
<b>第9款 国庫支出金</b>	<b>254,451,905,000</b>	<b>182,541,507,030</b>	<b>△ 71,910,397,970</b>
第1項 国庫負担金	28,204,004,000	28,555,148,413	351,144,413
第2項 国庫補助金	224,568,217,000	152,660,080,086	△ 71,908,136,914
第3項 委託金	1,679,684,000	1,326,278,531	△ 353,405,469
<b>第10款 財産収入</b>	<b>5,232,934,000</b>	<b>5,299,163,644</b>	<b>66,229,644</b>
第1項 財産運用収入	1,263,687,000	1,274,002,416	10,315,416
第2項 財産売却収入	3,969,247,000	4,025,161,228	55,914,228
<b>第11款 寄附金</b>	<b>2,282,594,000</b>	<b>2,140,488,502</b>	<b>△ 142,105,498</b>
第1項 寄附金	2,282,594,000	2,140,488,502	△ 142,105,498
<b>第12款 繰入金</b>	<b>29,271,052,000</b>	<b>28,210,710,826</b>	<b>△ 1,060,341,174</b>
第1項 特別会計繰入金	4,569,720,000	4,566,355,283	△ 3,364,717
第2項 基金繰入金	24,701,332,000	23,644,355,543	△ 1,056,976,457
<b>第13款 諸収入</b>	<b>149,009,402,000</b>	<b>148,815,327,778</b>	<b>△ 194,074,222</b>
第1項 延滞金加算金及び過料等	158,741,000	184,907,131	26,166,131
第2項 利子収入	11,166,000	11,166,755	755
第3項 公営企業貸付金収入	11,801,440,000	11,801,440,000	
第4項 貸付金収入	105,526,408,000	105,496,131,213	△ 30,276,787
第5項 受託事業収入	20,967,830,000	19,730,762,121	△ 1,237,067,879
第6項 収益事業収入	2,962,483,000	3,267,295,960	304,812,960
第7項 利子割精算金収入			
第8項 雑入	7,581,334,000	8,323,624,598	742,290,598
<b>第14款 県債</b>	<b>285,990,991,000</b>	<b>240,061,000,000</b>	<b>△ 45,929,991,000</b>
第1項 県債	285,990,991,000	240,061,000,000	△ 45,929,991,000
<b>第15款 繰越金</b>	<b>22,205,470,000</b>	<b>22,221,392,481</b>	<b>15,922,481</b>
第1項 繰越金	22,205,470,000	22,221,392,481	15,922,481
<b>歳入合計</b>	<b>1,479,278,241,000</b>	<b>1,356,398,976,613</b>	<b>△ 122,879,264,387</b>

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
<b>第1款 議会費</b>	<b>1,277,230,000</b>	<b>1,265,056,958</b>		<b>12,173,042</b>
第1項 議会費	1,277,230,000	1,265,056,958		12,173,042
<b>第2款 総務費</b>	<b>56,947,664,000</b>	<b>55,743,995,379</b>	<b>770,735,000</b>	<b>432,933,621</b>
第1項 政策費	6,089,210,000	5,474,802,188	409,428,000	204,979,812
第2項 総務管理費	41,269,781,000	40,754,667,898	361,307,000	153,806,102
第3項 統計調査費	524,850,000	502,680,852		22,169,148
第4項 徴税費	7,082,695,000	7,039,810,536		42,884,464
第5項 市町村振興費	1,052,656,000	1,050,483,917		2,172,083
第6項 選挙費	547,779,000	544,804,374		2,974,626
第7項 人事委員会費	141,995,000	140,222,592		1,772,408
第8項 監査委員費	238,698,000	236,523,022		2,174,978
<b>第3款 環境費</b>	<b>11,660,874,000</b>	<b>10,259,876,894</b>	<b>966,578,000</b>	<b>434,419,306</b>
第1項 環境政策費	709,155,000	467,005,674	187,909,000	54,240,326
第2項 環境対策費	902,224,000	782,448,007	73,145,000	46,630,993
第3項 資源循環推進費	863,960,000	597,348,041	148,585,000	118,026,959
第4項 防災費	9,185,535,000	8,413,074,972	556,939,000	215,521,028
<b>第4款 福祉保健費</b>	<b>200,652,309,000</b>	<b>191,123,598,785</b>	<b>6,083,713,000</b>	<b>3,444,997,215</b>
第1項 福祉保健費	22,712,631,000	22,539,663,277	35,490,000	137,477,723
第2項 国保・福祉指導費	45,718,832,000	45,714,168,301		4,663,699
第3項 地域医療政策費	12,751,011,000	11,953,600,784	103,681,000	693,729,216
第4項 医師・看護職員確保対策費	2,361,732,000	2,125,311,232	108,537,000	127,883,768
第5項 高齢福祉保健費	44,036,518,000	42,186,975,895	1,621,188,000	228,354,105
第6項 健康対策費	4,865,736,000	4,521,155,454	29,481,000	315,099,546
第7項 生活衛生費	7,724,268,000	4,945,234,272	2,751,129,000	27,904,728
第8項 障害福祉費	24,422,470,000	23,536,428,304	734,254,000	151,787,696
第9項 子ども家庭費	24,689,360,000	24,406,349,005	1,125,000	281,885,995
第10項 感染症対策費	11,369,751,000	9,194,712,261	698,828,000	1,476,210,739
<b>第5款 労働費</b>	<b>2,611,518,000</b>	<b>2,286,806,797</b>	<b>14,332,000</b>	<b>310,379,203</b>
第1項 労働委員会費	116,808,000	115,584,209		1,223,791
第2項 しごと定住促進費	630,795,000	614,553,485	1,804,000	14,437,515
第3項 雇用能力開発費	1,863,915,000	1,556,669,103	12,528,000	294,717,897
<b>第6款 産業費</b>	<b>147,173,220,000</b>	<b>137,550,504,548</b>	<b>7,694,390,000</b>	<b>1,928,325,452</b>
第1項 産業政策費	2,322,384,000	1,495,449,032	658,022,000	168,912,968
第2項 地域産業振興費	114,512,237,000	110,307,670,075	3,568,879,000	635,687,925
第3項 創業・イノベーション推進費	3,101,953,000	2,647,256,808	266,670,000	188,026,192
第4項 産業立地費	14,423,830,000	13,608,578,085	128,030,000	687,221,915
第5項 観光費	7,014,771,000	4,355,632,262	2,582,891,000	76,247,738
第6項 国際観光費	613,149,000	534,025,774		79,123,226
第7項 文化費	3,495,225,000	2,946,336,715	473,898,000	74,990,285
第8項 スポーツ費	1,689,671,000	1,655,555,797	16,000,000	18,115,203
<b>第7款 農林水産業費</b>	<b>126,615,338,000</b>	<b>85,805,249,883</b>	<b>39,294,440,000</b>	<b>1,515,648,117</b>
第1項 農業総務費	3,247,906,000	3,203,959,455		43,946,545
第2項 地域農政推進費	8,534,010,000	4,738,632,402	3,725,850,000	69,527,598
第3項 農産園芸費	3,122,656,000	1,788,683,317	480,333,000	853,639,683
第4項 経営普及費	3,036,442,000	2,986,373,433		50,068,567
第5項 食品・流通費	648,895,000	487,249,724	110,000,000	51,645,276
第6項 畜産業費	1,919,382,000	1,620,005,264	192,958,000	106,418,736
第7項 水産業費	4,414,492,000	3,090,549,926	1,246,984,000	76,958,074
第8項 林業費	16,832,741,000	12,807,104,857	3,944,530,000	81,106,143
第9項 農地管理費	6,857,545,000	6,207,998,968	636,487,000	13,059,032
第10項 農地基盤整備費	76,363,625,000	47,466,585,810	28,733,941,000	163,098,190
第11項 農地計画費	1,637,644,000	1,408,106,727	223,357,000	6,180,273
<b>第8款 土木費</b>	<b>235,228,825,000</b>	<b>170,467,102,197</b>	<b>62,932,763,000</b>	<b>1,828,959,803</b>
第1項 土木管理費	11,643,936,000	10,960,495,325	530,881,000	152,559,675
第2項 道路橋りょう費	96,757,310,000	69,608,874,005	26,697,001,000	451,434,995
第3項 河川海岸費	52,245,392,000	32,397,579,349	19,340,189,000	507,623,651
第4項 砂防費	22,312,464,000	12,521,446,207	9,658,101,000	132,916,793
第5項 都市計画費	9,434,805,000	7,988,264,008	1,421,743,000	24,797,992
第6項 建築費	24,255,368,000	23,264,457,361	943,219,000	47,691,639
第7項 交通政策費	3,937,308,000	3,568,173,859	248,885,000	120,249,141
第8項 港湾振興費	691,001,000	429,932,499	200,977,000	60,091,501
第9項 港湾費	12,753,483,000	8,754,305,381	3,699,406,000	299,771,619
第10項 空港費	1,197,758,000	973,574,203	192,361,000	31,822,797
<b>第9款 警察費</b>	<b>51,241,588,000</b>	<b>50,185,299,178</b>	<b>566,971,000</b>	<b>489,317,822</b>
第1項 警察管理費	47,074,984,000	46,254,240,230	409,893,000	410,850,770
第2項 警察行政費	4,166,604,000	3,931,058,948	157,078,000	78,467,052
<b>第10款 教育費</b>	<b>156,244,908,000</b>	<b>152,832,827,547</b>	<b>2,460,356,000</b>	<b>951,724,453</b>
第1項 教育総務費	7,353,673,000	7,247,031,506	7,066,000	99,575,494
第2項 小中学校費	76,117,351,000	76,007,188,706	17,773,000	92,389,294
第3項 高等学校費	41,526,557,000	40,031,942,089	1,223,012,000	271,602,911
第4項 特別支援学校費	17,935,923,000	17,042,960,867	740,090,000	152,872,133
第5項 生徒指導費	436,042,000	346,408,544	69,027,000	20,606,456
第6項 生涯学習推進費	524,273,000	384,765,832	129,479,000	10,028,168
第7項 保健体育費	740,024,000	355,578,433	186,929,000	197,516,567
第8項 私学教育振興費	10,142,532,000	9,949,989,734	86,980,000	105,562,266
第9項 大学費	1,468,533,000	1,466,961,836		1,571,164

第11款 災害復旧費	<b>19,925,102,000</b>	<b>13,349,768,275</b>	<b>6,484,853,000</b>	<b>90,480,725</b>
第1項 農林水産施設災害復旧費	5,602,457,000	4,318,520,269	1,259,334,000	24,602,731
第2項 土木施設災害復旧費	13,916,892,000	8,639,445,950	5,214,266,000	63,180,050
第3項 社会福祉施設災害復旧費	313,480,000	313,480,000		
第4項 警察施設等災害復旧費	12,247,000	3,944,420	7,667,000	635,580
第5項 教育施設災害復旧費	44,358,000	40,600,000	3,586,000	172,000
第6項 産業施設災害復旧費	35,668,000	33,777,636		1,890,364
第12款 県債費	<b>300,009,477,000</b>	<b>300,009,472,114</b>		<b>4,886</b>
第1項 県債費	300,009,477,000	300,009,472,114		4,886
第13款 諸支出金	<b>169,237,113,000</b>	<b>168,582,168,201</b>		<b>654,944,799</b>
第1項 公営企業貸付金	11,801,440,000	11,801,440,000		
第2項 雑支出	9,401,487,000	8,746,546,909		654,940,091
第3項 地方消費税清算金	76,421,947,000	76,421,943,020		3,980
第4項 利子割交付金	66,182,000	66,182,000		
第5項 配当割交付金	1,519,451,000	1,519,451,000		
第6項 株式等譲渡所得割交付金	1,634,094,000	1,634,094,000		
第7項 分離課税所得割交付金	127,796,000	127,796,000		
第8項 法人事業税交付金	5,269,987,000	5,269,987,000		
第9項 地方消費税交付金	56,465,394,000	56,465,394,000		
第10項 ゴルフ場利用税交付金	326,116,000	326,115,650		350
第11項 環境性能割交付金	929,306,000	929,305,952		48
第12項 軽油引取税交付金	5,176,763,000	5,176,762,805		195
第14項 旧法による自動車取得税交付金	97,150,000	97,149,865		135
第14款 予備費	<b>64,775,000</b>			<b>64,775,000</b>
第1項 予備費	64,775,000			64,775,000
第3款 県民生活・環境費	<b>388,300,000</b>	<b>388,300,000</b>		
第2項 防災費	388,300,000	388,300,000		
<b>歳出合計</b>	<b>1,479,278,241,000</b>	<b>1,339,850,026,556</b>	<b>127,269,131,000</b>	<b>12,159,083,444</b>

歳入歳出差引残額

16,548,950,057円

令和5年度新潟県債管理特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県債費収入	193,438,149,000	193,438,148,059	△ 941
第1項 繰入金	193,438,149,000	193,438,148,059	△ 941
<b>歳入合計</b>	<b>193,438,149,000</b>	<b>193,438,148,059</b>	<b>△ 941</b>

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県債費	193,438,149,000	193,438,148,059		941
第1項 県債費	193,438,149,000	193,438,148,059		941
<b>歳出合計</b>	<b>193,438,149,000</b>	<b>193,438,148,059</b>		<b>941</b>

歳入歳出差引残額 0円

令和5年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	125,916,000	4,083,801,204	3,957,885,204
第1項 繰越金	125,916,000	3,521,189,959	3,395,273,959
第2項 諸収入		562,611,245	562,611,245
<b>歳入合計</b>	<b>125,916,000</b>	<b>4,083,801,204</b>	<b>3,957,885,204</b>

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業費	125,916,000	105,950,016		19,965,984
第1項 貸付事業費	125,916,000	105,950,016		19,965,984
<b>歳出合計</b>	<b>125,916,000</b>	<b>105,950,016</b>		<b>19,965,984</b>

歳入歳出差引残額 3,977,851,188円

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 災害救助事業収入	6,637,839,000	5,551,038,681	△ 1,086,800,319
第1項 国庫支出金	71,705,000	70,455,816	△ 1,249,184
第2項 財産収入	72,000	71,554	△ 446
第3項 繰入金	6,482,882,000	5,387,229,820	△ 1,095,652,180
第4項 諸収入	1,752,000	18,126,166	16,374,166
第5項 県債	29,201,000	29,794,586	593,586
第6項 分担金及び負担金	7,366,000		△ 7,366,000
第7項 寄附金	38,996,000	39,496,000	500,000
第8項 繰越金	5,865,000	5,864,739	△ 261
<b>歳入合計</b>	<b>6,637,839,000</b>	<b>5,551,038,681</b>	<b>△ 1,086,800,319</b>

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 災害救助事業費	6,637,839,000	2,237,367,658	4,061,792,000	338,679,342
第1項 災害救助費	5,185,772,000	785,370,212	4,061,792,000	338,609,788
第2項 基金積立金	1,328,901,000	1,328,900,554		446
第3項 県債費	45,379,000	45,309,892		69,108
第4項 繰出金	77,787,000	77,787,000		
<b>歳出合計</b>	<b>6,637,839,000</b>	<b>2,237,367,658</b>	<b>4,061,792,000</b>	<b>338,679,342</b>

歳入歳出差引残額 3,313,671,023円

## 令和5年度新潟県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 国民健康保険事業収入	191,354,468,000	196,390,481,621	5,036,013,621
第1項 分担金及び負担金	47,951,504,000	47,951,504,193	193
第2項 国庫支出金	50,320,448,000	49,501,132,948	△ 819,315,052
第3項 財産収入	419,000	418,079	△ 921
第4項 繰入金	12,061,490,000	11,937,246,565	△ 124,243,435
第5項 諸収入	78,193,580,000	78,466,805,485	273,225,485
第6項 繰越金	2,827,027,000	8,533,374,351	5,706,347,351
歳入合計	191,354,468,000	196,390,481,621	5,036,013,621

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 国民健康保険事業費	191,354,468,000	188,509,820,516		2,844,647,484
第1項 総務費	3,770,000	3,491,136		278,864
第2項 事業費	190,895,692,000	188,051,325,397		2,844,366,603
第3項 基金積立金	419,000	418,079		921
第4項 諸支出金	454,587,000	454,585,904		1,096
歳出合計	191,354,468,000	188,509,820,516		2,844,647,484

歳入歳出差引残額 7,880,661,105円

## 令和5年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	627,348,000	709,029,018	81,681,018
第1項 繰入金	1,941,000		△ 1,941,000
第2項 諸収入	234,761,000	275,291,097	40,530,097
第3項 繰越金	390,646,000	433,737,921	43,091,921
歳入合計	627,348,000	709,029,018	81,681,018

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	627,348,000	154,484,973		472,863,027
第1項 貸付事業費	627,348,000	154,484,973		472,863,027
歳出合計	627,348,000	154,484,973		472,863,027

歳入歳出差引残額 554,544,045円

## 令和5年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	24,312,000	24,300,078	△ 11,922
第1項 財産収入	26,000	25,078	△ 922
第2項 寄附金	10,000		△ 10,000
第3項 繰入金	24,275,000	24,275,000	
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	24,312,000	24,300,078	△ 11,922

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業費	24,312,000	24,300,078		11,922
第1項 基金積立金	11,000			11,000
第2項 繰出金	24,301,000	24,300,078		922
歳出合計	24,312,000	24,300,078		11,922

歳入歳出差引残額 0円

令和5年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	361,197,000	539,450,433	178,253,433
第1項 繰入金	7,557,000	7,557,000	
第2項 諸収入	295,847,000	285,623,585	△ 10,223,415
第3項 県債	23,925,000	23,925,000	
第4項 繰越金	33,868,000	222,344,848	188,476,848
<b>歳入合計</b>	<b>361,197,000</b>	<b>539,450,433</b>	<b>178,253,433</b>

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	361,197,000	347,552,808		13,644,192
第1項 貸付事業費	62,699,000	60,368,432		2,330,568
第2項 県債費	195,310,000	187,360,066		7,949,934
第3項 繰出金	103,188,000	99,824,310		3,363,690
<b>歳出合計</b>	<b>361,197,000</b>	<b>347,552,808</b>		<b>13,644,192</b>

歳入歳出差引残額 191,897,625円

令和5年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業収入	264,987,000	519,460,470	254,473,470
第1項 諸収入	70,000	4,640,000	4,570,000
第2項 繰越金	264,917,000	514,820,470	249,903,470
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	128,871,000	104,490,068	△ 24,380,932
第1項 諸収入	71,000,000	56,000,000	△ 15,000,000
第2項 県債	43,000,000	28,000,000	△ 15,000,000
第3項 繰越金	14,871,000	20,490,068	5,619,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
<b>歳入合計</b>	<b>395,958,000</b>	<b>641,950,538</b>	<b>245,992,538</b>

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業費	264,937,000	214,040,095		50,896,905
第1項 貸付事業費	193,604,000	142,707,095		50,896,905
第2項 繰出金	71,333,000	71,333,000		
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	114,000,000	84,000,000		30,000,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	56,000,000		30,000,000
第2項 県債費	28,000,000	28,000,000		
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871,000			14,871,000
<b>歳出合計</b>	<b>395,958,000</b>	<b>298,040,095</b>		<b>97,917,905</b>

歳入歳出差引残額 343,910,443円

## 令和5年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	20,374,000	343,997,510	323,623,510
第1項 繰入金			
第2項 諸収入	61,000	3,744,000	3,683,000
第3項 繰越金	20,313,000	340,253,510	319,940,510
<b>歳入合計</b>	<b>20,374,000</b>	<b>343,997,510</b>	<b>323,623,510</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	20,324,000	20,592		20,303,408
第1項 貸付事業費	20,324,000	20,592		20,303,408
第2款 予備費	50,000			50,000
第1項 予備費	50,000			50,000
<b>歳出合計</b>	<b>20,374,000</b>	<b>20,592</b>		<b>20,353,408</b>

歳入歳出差引残額 343,976,918円

## 令和5年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県有林事業収入	142,760,000	130,053,446	△ 12,706,554
第1項 国庫支出金	42,399,000	22,529,547	△ 19,869,453
第2項 財産収入	13,889,000	16,166,224	2,277,224
第3項 繰入金	77,302,000	77,302,000	
第4項 県債			
第5項 繰越金	8,309,000	13,161,758	4,852,758
第6項 諸収入	861,000	893,917	32,917
<b>歳入合計</b>	<b>142,760,000</b>	<b>130,053,446</b>	<b>△ 12,706,554</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県有林事業費	141,760,000	111,991,483	22,744,000	7,024,517
第1項 事業費	64,458,000	34,690,213	22,744,000	7,023,787
第2項 県債費	53,302,000	53,301,270		730
第3項 繰出金	24,000,000	24,000,000		
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
<b>歳出合計</b>	<b>142,760,000</b>	<b>111,991,483</b>	<b>22,744,000</b>	<b>8,024,517</b>

歳入歳出差引残額 18,061,963円

令和5年度新潟県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 用地先行取得事業収入	125,386,000	125,385,068	△ 932
第1項 財産収入	125,335,000	125,334,501	△ 499
第2項 繰越金	51,000	50,567	△ 433
<b>歳入合計</b>	<b>125,386,000</b>	<b>125,385,068</b>	<b>△ 932</b>

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 用地先行取得事業費	125,386,000	125,385,068		932
第1項 県債費	125,249,000	125,248,068		932
第2項 繰出金	137,000	137,000		
<b>歳出合計</b>	<b>125,386,000</b>	<b>125,385,068</b>		<b>932</b>

歳入歳出差引残額 0円

令和5年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 都市開発資金事業収入	270,889,000	270,888,895	△ 105
第1項 財産収入	268,974,000	268,973,895	△ 105
第2項 繰入金	1,915,000	1,915,000	
<b>歳入合計</b>	<b>270,889,000</b>	<b>270,888,895</b>	<b>△ 105</b>

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 都市開発資金事業費	270,889,000	270,888,895		105
第1項 事業費	1,915,000	1,915,000		
第2項 繰出金	268,974,000	268,973,895		105
<b>歳出合計</b>	<b>270,889,000</b>	<b>270,888,895</b>		<b>105</b>

歳入歳出差引残額 0円

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 港湾整備事業収入	5,554,072,000	3,094,779,513	△ 2,459,292,487
第1項 材料及び手数料	1,118,966,000	1,125,258,881	6,292,881
第2項 国庫支出金	430,000,000		△ 430,000,000
第3項 財産収入	200,467,000	200,468,979	1,979
第4項 繰入金	801,236,000	203,236,000	△ 598,000,000
第5項 諸収入	7,331,000	8,343,282	1,012,282
第6項 県債	2,551,800,000	1,113,200,000	△ 1,438,600,000
第7項 繰越金	444,272,000	444,272,371	371
<b>歳入合計</b>	<b>5,554,072,000</b>	<b>3,094,779,513</b>	<b>△ 2,459,292,487</b>

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 港湾整備事業費	5,553,919,000	2,655,488,614	2,644,632,000	253,798,386
第1項 事業費	2,586,649,000	1,314,230,599	1,018,632,000	253,786,401
第2項 県債費	1,339,270,000	1,339,258,015		11,985
第3項 災害復旧費	1,628,000,000	2,000,000	1,626,000,000	
第2款 予備費	153,000			153,000
第1項 予備費	153,000			153,000
<b>歳出合計</b>	<b>5,554,072,000</b>	<b>2,655,488,614</b>	<b>2,644,632,000</b>	<b>253,951,386</b>

歳入歳出差引残額 439,290,899円

## 2 監査委員の審査意見

### 審査の結果

令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり改善努力を要するもののほか、おおむね適正なものとして認めた。

### 審査の意見

令和5年度一般会計決算額は、歳入では、地方消費税等の県税収入の減や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減等により、前年度比4.2パーセント減の1兆3,563億9,898万円となり、歳出では、新型コロナウイルス感染症対応経費の減や退職手当の減等により、前年度比3.8パーセント減の1兆3,398億5,003万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、18億6,131万円の黒字となり、実質単年度収支額も17億7,812万円の黒字となっている。

また、令和5年度における13の特別会計決算額は、県債管理特別会計などの減少により、歳入合計額で前年度比5.2パーセント減の4,053億4,330万円、歳出合計額では前年度比6.1パーセント減の3,882億7,944万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は前年度比1.4ポイント減の91.8パーセント、実質公債費比率は前年度比0.2ポイント増の18.4パーセントであり、起債許可団体となっている。

一般会計県債残高は、2兆3,316億円で前年度比494億円減少している。

臨時財政対策債を除いた県債残高は、1兆6,760億円で前年度比240億円減少している。

財源対策的基金残高は、前年度比27億円増加し515億円となっており、交付税減少等対応分285億円を除くと、前年度と同額の230億円となっている。

県が令和6年9月に公表した「中期財政収支見通し（仮試算）」によれば、大規模災害等に備えるための財政調整基金230億円の確保とともに、令和13年度の公債費の実負担のピークに備えるために必要な県債管理基金（公債費調整分）を確保できる見通しが示されており、「新潟県行財政改革行動計画」に基づく歳入歳出改革の取組の成果が見られたところである。

今後は、令和5年10月に策定した「新潟県行財政基本方針」（以下「基本方針」という。）のもと、中長期的な財政運営の目標達成とともに政策課題に着実に対応

していくため、本県の歳入規模に見合った歳出構造を堅持し、社会経済状況の変化や収支見通しの推移を見極めながら、持続可能な財政運営の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

こうした中、国内経済の動向を見ると、内閣府の月例経済報告によれば、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しているとされている。また、「新潟県の経済動向」によれば、県内経済は、原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、緩やかに持ち直しているとされている。

一方、引き続き、人口減少対策、防災・減災対策など本県が抱える様々な政策課題への着実な対応が求められる中、金利上昇など今後の経済情勢や国の動向等によって収支が大きく変動することも想定され、本県財政は依然として厳しい状況に置かれている。

以上のことから、基本方針に基づき、中長期的な収支均衡に向けた取組を進めるとともに、国への積極的かつ効果的な働きかけに一層努められたい。また、起債許可団体となっていることから、引き続き、公債費負担適正化計画により、公債費負担の適正な管理に取り組まれたい。あわせて、事業効果の検証を確実にを行い、経済性、効率性、有効性にも配慮しながら適切に予算を執行し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等も注視しつつ、持続可能で安定的な財政運営に努められたい。

加えて、県民の生命・財産を守り、活力ある新潟県を実現するために、次の事項について十分留意しながら、県民目線に立った行政の運営を進められたい。

#### 1 人口減少問題への対応

人口減少問題は、長年にわたり継続してきた深刻かつ構造的な課題であり、本県においても様々な取組を進めてきたが、人口減少に歯止めがかからず、今後もその傾向が続いていくものと見込まれている。

本県が人口減少に対応していくためには、社会減少及び自然減少対策を充実させることで、人口減少のスピードを緩和し、その影響をできる限り小さくすることが重要である。

社会減少の要因になっている若者の県外転出は、進学や就職の希望条件に合わないことや雇用の受け皿不足、地元企業の認知度不足などを背景とした地域間格差が生じていることにある。若者の県内定着やU・Iターンを促進するため、本県への愛着や誇りの醸成と、地域や地元企業の魅力の積極的な発信に努めるとともに、若者やこどもの視点を取り入れた教育、就職支援などの施策を展開されたい。

また、自然減少の要因になっている少子化は、若年女性の転出超過や未婚化・

晩婚化の進行による出生数の減少、子育てや教育にかかる経済的負担の重さなど、様々な要因が複雑に絡みあっている。若者や女性、子育て世代から選ばれる地となるため、市町村や企業・団体等との連携強化を図り、子育てしながら働きやすい環境づくりと、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援を一層強化・推進されたい。

## 2 人口減少社会における持続可能で活力ある地域の実現

人口減少が進展する中でも、県民が安心して暮らすことができる持続可能な社会を構築するとともに、地域の魅力を育み、将来に向かって活力ある地域社会を実現していくことは重要であり、その実現に向け、行政サービスや社会インフラのあり方の検討を含め、人口減少社会における諸課題に的確に対応する必要がある。

持続可能な社会の構築に向けては、人口減少や今後の医療ニーズの変化に加え、公立・公的病院における経営状況の悪化を踏まえると、医療再編は避けられない状況にある。将来にわたり持続可能な医療提供体制を構築できるよう、医療ニーズ等に応じた病床の機能分化や集約等の医療再編、運営体制の見直しなど、各圏域において進められている検討が加速されるよう努められたい。

また、県内の医師数については、これまでの取組により臨床研修医数が着実に増加するなどの成果が出ているものの、本県の医師不足は依然として深刻な状況である。引き続き臨床研修医等の確保に向けて取り組むとともに、国に対して制度改善等を働きかけるなど、医師の確保に一層努められたい。

地域公共交通については、人口減少や生活様式の変容に伴う利用者数の減少や運転手不足等により厳しい状況に置かれているが、県民の足として必要不可欠なインフラであることから、市町村や交通事業者とともに、あり方の検討を含め、維持・確保についての議論を一層活性化されたい。加えて、持続可能な地域公共交通を実現するため、ライドシェアの導入など地域の交通資源をフル活用した公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を進められたい。

教育についても、予測を上回る急速な少子化により県立高校等の小規模化が進むなど、環境が大きく変化している。現在、次期「県立高校の将来構想」の策定に向けた検討が行われているところであり、学校規模や地理的条件に配慮しつつ、教育の質の維持・向上が図られるよう努められたい。

活力ある地域社会の実現に向けては、地域で活躍する人材の育成や地域活性化の取組を進めるとともに、「佐渡島の金山」の世界遺産登録を契機とした交流拡大を県全体に波及させ、その効果を将来にわたって継続させることが重要である。引き続き、多様な地域資源を活用した国内外に通用する観光地づくりと誘客促進などに取り組み、更なる交流人口の拡大につなげられたい。

これらの取組を図ることで、将来にわたって県民が安心して暮らすことができ

る持続可能で活力ある新潟県を実現されたい。

### 3 付加価値の高い持続可能な産業構造への転換

本県産業は、経営規模が小さく、下請取引等を主流とする経営面で他律的な企業が多いこと等から、十分な付加価値や利益が得にくい産業構造にある。本県産業が、中長期的な成長・発展をするためには、原油価格・物価高騰等の影響や「ゼロゼロ融資」の返済本格化など経済状況に応じたセーフティネット対策に万全を期した上で、既存のビジネスモデルの変革や新たなビジネス創出につながる産業振興の取組が必要である。

既存のビジネスモデルの変革を進める上で、デジタル化は有用な手段の一つであり、引き続き、人材の確保・育成や技術の利用拡大等、各産業の課題解決に向けた支援を民間と連携しながら進められたい。また、競争力を高めるため、脱炭素経営に向けた支援や再生可能エネルギーの利用促進など、事業者が行う脱炭素化の取組に対する支援を積極的に進められたい。

新たなビジネス創出については、県内企業とスタートアップとの共創の加速化やスタートアップ拠点を核とした起業・創業支援を行うとともに、脱炭素社会の実現に向けた様々な動きが本県の特殊性・優位性を生かした新たな事業機会につながるような取組についても支援を進められたい。

また、本県は国内有数の農業生産地であるが、農業者の高齢化が進んでいることから、安定的な経営基盤を持つ担い手の確保・育成が必要となる。そのためには、ほ場整備による農地の集積・集約を通じて生産性の向上を図るとともに、園芸振興や農作物のブランド力強化、スマート農業の拡大を一層進めるなど、持続可能な農業の実現に努められたい。

これらの取組の推進が、県内産業の技術革新や需要拡大、循環型社会の実現等につながり、付加価値の高い持続可能な産業構造への転換が図られることを期待したい。

### 4 県民の命と暮らしを守る防災・減災対策

近年、多発する自然災害や、高度成長期に建設された施設の一層の老朽化が懸念される中、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」関連事業により、河川、砂防、道路、農業水利施設などの重要なインフラの整備と機能維持が図られてきたところである。

今後も対策を必要とする箇所が多数存在するため、引き続き5か年加速化対策関連事業の趣旨を踏まえ、災害リスクの低減や老朽化施設対策に集中的に取り組まれたい。あわせて、5か年加速化対策終了後の令和8年度以降も、必要な財政支援や地方財政措置が実施されるよう国への要望を継続するとともに、防災・減

災対策の推進について県民の理解を更に深めるよう努められたい。

さらに、地域の守り手として防災・減災や除雪等に対応する建設業就業者数が減少している現状において、人材の確保と担い手の育成は重要な課題である。このため、建設産業の働き方改革やDXを推進しつつ、建設産業が果たしている役割や魅力の発信について一層努められたい。

また、令和6年能登半島地震では、県内自治体間の相互応援体制である「チームにいがた」により住家被害認定調査が迅速に行われた。今後とも被災地域への応援体制を強固にするとともに、地域を担う防災リーダーの育成や自主防災組織の強化などにより、災害対応力の向上に一層努められたい。

なお、依然として長時間勤務を行う職員が発生していることから、時間外勤務の上限等について法令を遵守するとともに、業務の見直しや効率化、業務量に応じた柔軟な対応を行うなどして、管理職も含めた職員の健康管理に十分配慮されたい。

さらに、働き方改革を引き続き推進し、職員一人一人が心身両面にわたり健康で、仕事にやりがいを持ちながら、ワーク・ライフ・バランスを実現できる風通しの良い職場づくりに努められたい。また、こうした魅力ある職場づくりに取り組むことで、職員の志望者数増加につなげられたい。

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表

---

する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ひらせいホームセンター村上店

所在地 村上市村上牛沢21

設置者 株式会社高建 他1者

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ひらせいホームセンター 代表取締役 清水 泰明 新潟市西区寺尾台二丁目3番3号  
他2者

(変更後) 株式会社ひらせいホームセンター 代表取締役 清水 泰明 新潟市西区寺尾台二丁目3番3号  
他3者

3 変更年月日

令和5年12月7日

4 変更の理由

大規模小売店舗において小売業を行う者に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年12月10日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、村上市地域経済振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和6年12月27日から令和7年4月27日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ベッドサイドモニタの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月27日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ベッドサイドモニタ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月28日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和7年1月8日（水）午後5時15分

## 4 入開札の日時及び場所

令和7年1月10日（金）午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂2

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (10) その他

詳細は入札説明書による。

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ジェットウォッシャー超音波洗浄システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年12月27日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

ジェットウォッシャー超音波洗浄システム

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和7年3月31日

## (4) 納入場所

新潟県立新発田病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和7年1月14日(火)午後5時

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和7年1月16日(木)午前10時

新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

教育委員会告示

新潟県教育委員会告示第10号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前							
<p><b>第9条</b> 教員相当臨時職員以外の臨時職員の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 給料は正規教職員の例による。ただし、給料月額については、市町村立学校職員給与条例第5条第1項第2号及び第3号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給を超えることができない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 2px solid black;">給料表の区分</td> <td style="border: 2px solid black;">超えることができない級号給</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">行政職給料表</td> <td style="border: 2px solid black;">職務の級1級の36号給</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">学校栄養職給料表</td> <td style="border: 2px solid black;">職務の級1級の65号給</td> </tr> </table>		給料表の区分	超えることができない級号給	行政職給料表	職務の級1級の36号給	学校栄養職給料表	職務の級1級の65号給	<p><b>第9条</b> 教員相当臨時職員以外の臨時職員の給料及び諸手当は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 給料は月額とし、その額は、定数内職員に準じて計算された行政職給料表1級又は学校栄養職給料表1級の号給相当額の範囲内の額とする。</p>	
給料表の区分	超えることができない級号給								
行政職給料表	職務の級1級の36号給								
学校栄養職給料表	職務の級1級の65号給								
<p>(2)・(3) (略)</p>		<p>(2)・(3) (略)</p>							

◎新潟県教育委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和6年12月27日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県少年自然の家
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

東京都北区王子三丁目19番7号

株式会社サンアメニティ

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定年月日

令和6年12月23日